

理事・支部 担当者 各位

日頃よりお世話になっております。

8月8日に開催いたしました、「組織検討委員会」において熊本地震の「委託費からの義援金支出について」県こども政策課の担当、花畑副主幹よりご説明をいただきました。

支出計画などを記した「協議書」を、市町を経由して提出する必要があります。その中で、支出については送金先が明確ではないと・・・というお話しがありました。宮崎県保連では、全国保育三団体の輪番団体である「全私保連」へ確認のうえ、県担当者へ質問をしておりました。

以下のような回答がありましたのでお知らせいたします。

「要綱もあり、領収書も発行されますので、各保育所には、保育三団体を通じての熊本地震被災地へ義援金を支出することは差し支えない旨連絡いただきますよう、よろしくお願いいたします。」

つきましては、委託費より義援金の支出の場合は、添付の「熊本地震 義援金お振込みについて」に記載の「保育三団体被災地支援募金」口座にお振込みができますので、お知らせいたします。

領収書は添付の「保育三団体被災地支援募金領収書」により全私保連へ FAX かメールをしてください。

※委託費からの支出については宮崎県からの回答です。

(中核都市宮崎市にはご検討いただいているところです。)